

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 208 回

アメリカでは黒人初の大統領が誕生しました。いろいろな意味で画期的な出来事ですね。ただ、今のアメリカの経済危機を乗り越えるまでは、アメリカ国民から真の大統領としては認められることはないし、また、世界の人々からも世界のリーダーとして信任を受けることはできません。

そして 11 月 6 日のニューヨークの株式は 486 ドル安と大暴落しました。これが単純にオバマ氏を信用しているわけではないという証拠のような気がします。

さて、日本の経済対策も首尾一貫せず、必死の政策でもありません。まだまだ皆様には厳しい状況が続くものと思われます。

ただ、緊急融資等（原油高、コスト高対応）の借入金制度もできてきました。資金調達は早めにしておいてください。なぜなら、来年 3 月までは資金不安が続くと予測されるからです。

ところで、

クレドとは何か知っていますか。

企業の理念、信条のことです。

これを社員皆で作し、名刺等にしてたえず持ち歩き、実行する。これによって会社は変わります。変革です、会社を変えよう！！

前田の《今人生を語る》第 114 回

めざめよ日本人[®]

まさに今の時期適用できる賢人訓です。参考にしてください。

愚公山を移す

昔中国に愚公という 90 歳になろうとする老人が住んでいたが、自分の家の前にあるふたつの大きな山がじゃまになるので、よそへ移そうと言い出した。

周りの人はその愚かな行いをあざ笑ったが、「自分が死んでも子供や孫がいる。また、その子供や孫へ引継いでいけば、山が増えることはないからいつかはできる」と、実際にやり始めた。天帝は、その心意気に感じて、ふたつの山を他の場所に移したという。不可能に思えるようなことでも努力を続けていけば、きっといつかは成し遂げることができる。

まさに長期的視野、継続する気力の必要性を説いています。

年末調整

佐藤 洋

本年も、年末調整を行う時期が近づいてまいりました。今回は昨年と比べて変わった点について御説明いたします。

住宅ローン控除について、平成 19 年度の税制改正により次の特例が創設されました。なお、適用要件等は割愛させていただきます。

（住宅ローン控除については、平成 20 年度の税制改正においても一部改正されていますが、ここでは平成 20 年分の年末調整で適用されるものについて述べています）

1. 税源移譲に対応して住宅ローン控除の効果を確保するための特例の創設

所得税から住民税への税源移譲により中低所得者層の所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額を控除しきれなくなり減税額が減少する場合がありますが、その効果を確保するために控除率を引き下げ一方で控除期間を 10 年から 15 年に延長する特例です。

（10 年で控除する現行の特別控除との選択適用になっています）

区分	項目	適用年			最高控除額計
		1～6年目	7～10年目	11～15年目	
現行特別控除	各年の控除率	1.0%	0.5%	—	200万円
	各年の最高控除額	25万円	12.5万円	—	
税源移譲対応特例	各年の控除率	0.6%		0.4%	200万円
	各年の最高控除額	15万円		10万円	

2. 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

住宅のバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合に、現行の住宅ローン控除制度よりもバリアフリー改修工事に係るローン部分の控除率を引き上げ、住宅ローン残高の一定割合を 5 年間にわたり所得税額から控除する制度が創設されています。

なお、年末調整は適用 2 年目以降の処理になります。住宅ローン控除を最初に適用を受けようとするときは確定申告をする必要があります。

昨年もありましたが、住宅ローン控除額を所得税から控除しきれない分が生じたとき、翌年度の住民税から控除する制度があります。

この制度は対象者のお住まいの市区町村へ毎年度申告する必要がありますのでご注意ください。